

# 身体的虐待を受けたサバイバーと活動家に対するインタビュー調査<sup>i</sup>

児童学部 児童学科 石川 義之  
IPU 環太平洋大学 小宅 理沙

**要旨：**本稿では、幼少期に身体的虐待を受けた2名のサバイバーへのインタビュー調査および、民間団体にて虐待の支援にかかわる活動家2名へのインタビュー調査を紹介する。2名のサバイバーへの調査結果からは、成人後の現在でもなお本人の意思とは無関係に被虐待経験の場面に夢に出てくる、あるいは、困った時でも加害者である両親を頼ることができない、など様々な悪影響などが確認できた。また、2名の活動家へのインタビュー調査からは、被虐待児への援助や介入がなされるための社会資源の貧困さ等、様々な今後の課題が確認できた。

**キーワード：**身体的虐待、サバイバー、インタビュー調査、民間支援団体

## はじめに

第二次世界大戦敗戦後、GHQの指導のもと1947年に「児童福祉法」が制定された。児童福祉法には児童への虐待防止や介入等に関する条文が含まれている。しかし、児童虐待がマスコミで大きく報道されるなど、注目を集め始めたのはごく最近のことといえよう。特に、2000年に施行された「児童虐待防止等に関する法律」が1つのきっかけになったと考えられる。

今回は、「児童虐待防止等に関する法律」が施行される以前に児童期を過ごした、被虐待経験を持つAとBへのインタビュー調査、および児童虐待対応に何らかのかたちで携わっている活動家2名へのインタビュー調査をみていく。

## 1. 身体的虐待の事例分析

### 1-1. 身体的虐待を受けたサバイバーAへのインタビュー調査結果および分析<sup>ii</sup>

身体的被虐待の経験があるA(以下「A」と省略)は、30代の女性である。このインタビュー調査の内容は本来ならば「性被害」に関するものであったが、会話の中で、幼少期における身体的被虐待経験についての語りがあったため、以下ではAにとっての被虐待の位置づけおよびAの影響等を確認していく。なおAの発言は「A1」「A3」、インタビュアーの発言は「K2」「K4」というように、以下記述していく。

まず、Aは自分と立場を同じとする性被害のサバ

イバーへの評価に関して、「ああいうの、嫌いなんです。」(A7)と語り、その理由を、「なぜって、だって、『注目して』『私ってかわいそうでしょ』って他人の気を引きたいのがみえみえだからです。お金も入ってくるでしょ？」(A9)とのことである。

このようにAは、性被害のサバイバーが手記などを出版することについて、「嫌い」(A7)と語っているが、ではなぜAが、同じ立場であるともいえる性被害者が本を出版したこと——出版自体というよりは本の内容を指している印象が強いが——に対しあまり良い印象を持たないのか、以下の会話で確認していく。

A17:「結局、私の子どもの頃受けていたDV(虐待)のこと、今回の(性)暴力のこととか、結局はいつまで自分が被害者でいたいかってことだと思うんですね。」

K18:「なるほどね。」

A19:「そうでしょ?私言われたんです。『いつまで病人でいたいのか?』って。」

K20:「誰にですか?」

A21:「信用している、というか、私は、実の母を母だと思っていないんだけど、血のつながっていない母だと思っている人物にです。」

K22:「そんな素敵な方がおられるんですね。言われてどうでしたか?」

A23:「目が醒めました。結局、私自身が被害者でいたかっただけなんだなって。」

K24:「病人とは、何か身体的な病気のことではなくて、諸々の影響による精神的なもののことですね？」  
A25:「ああ、そうですよ。うつです。うつはやめようと思えばその瞬間やめられるんです。」

このように A は、「母」と呼び A が信頼を寄せる人物から「いつまで病人でいたいの」(A19)と言われた言葉をきっかけに、「目が醒めた」と言い、「私自身が被害者でいたかっただけ」(A23)との考えを持つようになった。このことから、おそらく A は、性被害者の手記に対して、「他人の気を引きたいだけ」との印象を受けるにいたったのかもしれない。

しかし、別の角度から分析をおこなうと、「うつはやめようと思えばその瞬間やめられる」(A25)の会話からわかるように、幼少期に受けた身体的虐待および成人後の性暴力は、A をうつ状態に追い込んでおり、虐待や性暴力を受けた後の悪影響が確認できる。

また、「うつはやめようと思えばその瞬間やめられる」(A25)とは言うものの、やめようと決心した後、嫌なことを思い出すことがないかと言えば、親からの虐待のことが夢に出てきたりと、自分の意志ではコントロール不可能な部分がある事実も以下で確認できる。

K26:「では、覚醒して（目が醒めて）以降は、嫌なことを思い出すとか、何か今までにでていた症状がピタリなくなりましたか？」

A27:「そうですね。ある時間を境に急になくなったってわけではありません。今でもまだ、親からの DV（虐待）が夢に出てきます。」

K28:「夢にですか。無意識の状態なのでコントロールできないですよ。」

A29:「そうなんです。夢とかフラッシュバックってコントロールできないんで。でもそれを目にした時に、後に引きずるのか、その場で忘れるというか、無視しちゃうんです。そしたら敵も面白くないでしょ？夢に出てき甲斐がないんです。」

K30:「無視し続けたら」

A31:「そう。徐々にでてこなくなりますよ。病は気からっていうでしょ？あれ本当ですよ。だから病気がって書くんですよ。」

このように、「ある時間を境に急になくなったってわけでは」なく、「今でもまだ、親からの DV（虐待）が夢に出て」くる（A27）とのことであり、「やめよ

う」と思っても「無意識下」においてのコントロールは難しい面が確認できる。しかし、A はここで嫌な夢に負けるわけではなく、「その場で忘れるというか、無視しちゃう」(A29)と対処する。そして幼少期の被虐待の夢のことを A は「敵」だと表現し、その敵は無視すると、「夢に出てき甲斐がなくなり」(A29)、「徐々にでてこなくなる」(A31)と語った。

A は以上のような努力を自分なりに続けることにより、「病は気から」は「本当」だと結論にいたった。そして A のこのような努力は、想像を絶するほどの努力であったがためか、被虐待や性暴力の経験に呪縛されている他のサバイバーに対して、はがゆさを感じられずにはられないのかもしれない。

そして以下では、A が過去に受けた虐待経験についての位置づけが確認できる。

K32:「では、今現在は子どもの頃の暴力については、どのように思っていますか？〇〇さんにとって、どのような位置づけになっているのかというか・・・。」

A33:「そうですね。過去にあった色々な嫌なことの 1 つですかね。それ（虐待経験）にだけ焦点を自ら当てることによって、モンスターになっていくんですよ。モンスターにしてるっていうか、自分がね。」

K34:「そうなんです。たとえば、では、この前遭われた被害（性被害）と、昔のこと（虐待）とではどちらがまだ、夢に出てきたりしてしまいますか？」

A35:「そうですね。頻度としては、ボコボコに殴られる、昔のこと（虐待）ですかね。突然殴られ始めるんですよ。あいつ（父親）の気分次第で。それで、殴られること自体、痛いし、自分自身（夢をみながら）汗とかかかんですよ。でも、殴られてる自分とはまた別の二人目の自分っていう存在が、同時に、ちょっと離れた場所から暴力を見ながら目をつぶって下を向いて、ずっと何もしない母親を怒鳴りつけたりするんです。最近では。こうやって夢が変化していくっていうのは、昔の事実っていうか、昔起こったことと違うシチュエーションが夢で出てくるっていうのは、自分がドンドン強くなってきている証拠ですよ。」

K36:「そうなんです。頻度としては虐待の方が多いんですよ。」

A37:「そうですね。汗もかくし、夢の中では母親を怒鳴りつけているんで、疲れるんですが、嫌～な感じであとをひくのは最近のほう（性被害）ですね。」

このように A は、過去に受けた身体的虐待の位置づけについて、「過去にあった色々な嫌なことの 1 つ」(A33) と表現する。さらに「それ(虐待経験)にだけ焦点を自ら当てることによって、モンスターになっていく。」あるいは、自分が「モンスターにしてる」(A33) と言う。これは「うつはやめようと思えばその瞬間やめられる」(A25) との発想とよく似ていて、虐待経験を「モンスター」にするもしないも自分次第だと評価している。

しかし、先と同じく、やはり自分の意志のみではコントロールしきれないことが残っているようで、過去に受けた身体的虐待の場面が頻度としては、成人してからの性被害の場面よりも多く夢に出てくる(A35) とのことである。そして、その過去の虐待シーンの夢を見ると、「汗とかかかく」(A35) とのことで、A にとっては夢にでてくるだけでも、大変苦痛な経験であることがわかる。

それに加えて、「殴られてる自分とはまた別の二人目の自分」が夢の中には登場し、同時に、A が暴力を受けていることを見ているにもかかわらず「目をつぶって下を向いて、ずっと何もしない母親」に対し、この二人目の A が「怒鳴りつけたりする」(A35) とのことである。ここからわかるのが、A は、自分を殴ってきた直接の加害者である父親——A は「あいつ」と表現する——に対する怒りはもちろんのこと、それを見て見ぬふりをしてきた、何もできなかった母親に対しても、怒鳴りつけたいほどの怒りを抱いているということだ。

しかし、A はこのような悪夢に立ち向かうように、以下のような対処をするとのことである。

K38:「あーそうなんですね。まだやっぱり(夢に)でてくるんですね。」

A39:「かなりましですよ。もう思い出さないように、一生懸命別のことをするんです。」

K40:「たとえば何をされますか?」

A41:「誰かと話をするとか、ヨガとかが効果的ですよ。」

K42:「もう忘れてるって感じですか?」

A43:「知らないうちにね。」

このように、A は、身体的虐待に関する夢への対処として「誰かと話をする」「ヨガをする」(A41) とのことである。そしてこれらは効果があるとのこと、  
「知らないうちに」夢のことは忘れられると語った

(A43)。

以上が、過去に父親から身体的虐待を受けた経験がある A についてのインタビュー調査結果であった。次に、両親から幼少期に虐待を受けた経験のある B (以下「B」と省略) のインタビュー調査をみていく。

## 1-2. 身体的虐待を受けたサバイバー B へのインタビュー調査結果および分析<sup>iii</sup>

B のインタビューは、職場でのセクハラ体験の話から入った。B はセクハラ被害に遭った被害者にもかかわらず、加害者である上司により職場をくびになったとのことである。そのことに関して以下のように評価している。そして、このような状況であるにもかかわらず、自分を虐待していた両親を頼りにはできないとも語った。

身体的被虐待の経験がある B は、30 代の女性である。このインタビュー調査は本来ならば「職場でのセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」と省略)に関するものであったが、会話の中で、幼少期における身体的被虐待経験についての語りがあったため、以下では B にとっての被虐待の位置づけ、および B への影響等を確認していく。

インタビュー調査を開始時は、理不尽なセクハラの話になったが、このように困った時も、両親を頼れないなど、B は自分のことを「一人」(B11) と表現する。これは両親が亡くなって現在生存していない等の状況をさしているのではなく、自分のことを虐待したような両親は頼る気になれないという意味である。そして、自分について「これから一人でやっていけるのかなって本当に不安」(B11) と言っており、B が不安を抱きながら、また孤独を感じながら生きていることが確認できる。

そしてインタビュアーが、セクハラをした職場の上司を訴える気はないかと質問したところ(K12)、以下の聞き取りができた。

B13:「訴えるですか。そうですね。可能なら、両親の方を訴えてやりたいですよ。私、あの人たちのせいで、人生めっちゃくちゃになったから。」

K14:「めっちゃくちゃとはどんな感じですか?」

B15:「そうね。何をしても楽しくないし、常に不安だし、怯えてるし、友達とかの話を聞いてたら彼氏とどこどこに行ったら楽しかったとか、今度どこに行こ

うとか毎日人生をエンジョイしてる感じなんだけど、私は一回も彼氏とかできたことないし。」

このように B は、「可能なら、両親の方を訴えてやりたい」(B13) と返した。このことからわかるのが、セクハラをしさらに B をくびにした職場の上司よりも、幼少期に虐待を繰り返した両親の方への恨みが強いということである。それではなぜ、両親への恨みの方が強いのかといえば、それを B は「あの人たちのせいで、人生めちゃくちゃになった」(B13) と評価している。では具体的にどのように人生がめちゃくちゃかと言えば、「何をしてても楽しくない」「常に不安」で「常に怯えてる」、「一回も彼氏とかできたことない」(B13) とのことである。

では、このような B の状況と、幼少期の被虐待の経験とどのような関連があると判断しているかについて以下で確認した。

K16:「今まで一回も彼氏ができないことと、幼少期の体験(虐待)と関係ありますか?」

B17:「あると思うんですが。」

K18:「うーん。相手を信用できないとかですか?」

B19:「それもあるし。何か本で読んだことありましたよ。」

K20:「何て書いてありましたか?」

B21:「友達関係とか恋人と上手くいかないって。」

K22:「それで自分とかさなるなって思ったんですね。」

B23:「と思ったんですけどね。」

K24:「さっき、人生めちゃくちゃと言われましたが、お友達みたいに彼氏をつくってどこか行こうとか思わないですか?」

B25:「思いますね。彼氏欲しいんですが、できないんですよ。」

K26:「それはなぜできないのか、理由とか何だと思えますか?」

B27:「何でしょうね。楽しそうな雰囲気とかだしてないから、この人と付き合いたいと思わせないんですかね。」

このように、B は「本で読んだこと」(B19) があるとのことで、本には幼少期に虐待を受けた人間は「友達関係とか恋人と上手くいかない」(B21) と書いてあったらしく、そのことと自分自身を投影している様子である。

そして彼氏が欲しいのにできない理由についてさら

に詳しく聞いてみると、「楽しそうな雰囲気とかだしてないから」「この人と付き合いたいと思わせない」(B27) と語った。

以上の語りからも確認できることだが、B は本によって自分以外にも被虐待の経験を持つ人間がいることを知識では得ているはずだが、「何で私だけ」(B33) と語る場面があった。

次に以下では、被虐待の経験に焦点を当てた聞き取りをおこなった。

K50:「よかったら、ご両親からどのような目に遭わされたのか教えていただけますか?」

B51:「もう殴る蹴るですよ。」

K52:「両方ですか?」

B53:「そう、一緒にはないけど。父がいない時、母が気が大きくなって物を投げつけてきたりするんですよ。『あんたが生まれてからお父さんが変わった。』って怒鳴られながら。上手くいかないのを私のせいにしてきたんですよ。自分に魅力がないから別の女性に走られたのにな。」

以上のように、B は父親にも母親にもどちらからも虐待を受けていたようである (B53)。そして具体的には「殴る蹴る」(B51) とのこと、また母親からは『あんたが生まれてからお父さんが変わった。』と怒鳴られながら物を投げつけたりされた (B53) とのこと、言葉の暴力を同時に受けていたことも確認できる。そして、自分を罵倒し物を投げつけたりする母親のことを、B は「自分に魅力がないから別の女性に走られたのに」(B53) と表現している。

さらにインタビューは続き、父や母の浮気の話が続くが、母が父への仕返しとして浮気をした際に、『あんたは施設かな。お父さんも私も新しく人生スタートするならな。』(B69) と言われていたらしく、そのことに対し B は「とっとと施設に行きたかった」(B69) と語っている場面があった。

そして、このような殴る蹴るの虐待を受けている B に対しての介入や援助に関し以下で確認してみた。

K88:「相談とかできなかったですか?」

B89:「しましたよ。学校の先生とか。でも結局同情すら何にもなくて、ドン引きでしたよ。今も、家族のこと話したらドン引きされて、距離を置かれますよ。ドン引きでしょ?」

K90:「ドン引きって言うか、学校の先生何もしない

とかダメでしょ？児童相談所に通告するとか。」

B91：「ああ、何もないですよ。別に死ぬほどのもんじゃなかったんで。もっとひどいことされてる子、——(省略) 忘れたけど、そっちにかかりっきりって感じでしたよ、学校は。」

K96：「相談しても、そんな反応だったら、次誰かにまた相談しようとか思えなくなりますよね？」

B97：「本当に意味ないよ。そもそも誰かを頼ろうとかバカなこと。結局生き延びるためには、自分の身は自分で守らないと。でも、男に守ってもらってる友達とか見てたら、守ってもらえる人間もいるんだって思って、悲しくなるけど。」

ここからわかるのは、Bは一応学校の先生に相談したとのことである。そしてその結果学校の対応は「結局同情すら何にもなく」(B89)であったらしい。Bがどこまでのことを学校に話したのか確認ができないので、虐待の事実が正確に伝わっていなかったのかもしれないが、学校の対応へのBの解釈は「別に死ぬほどのもんじゃなかった」「もっとひどいことされてる子にかかりっきり」というものであった(B89)。

そして、相談したものの、自分を助けてくれる人は誰もいなかったとの経験をしたBは「そもそも誰かを頼ろうとかバカなこと」「結局生き延びるためには、自分の身は自分で守らないと」(B97)と考えるようになった。しかし、こうは言いつつも、Bは「男に守ってもらってる友達」を知っており、「守ってもらえる人間もいるんだって思って、悲しくなる」といい、誰にも守ってもらえなかったとの思いから、虚しさを感じているBの様子がうかがえた。

そしてBは、彼に守ってもらえていた同級生のことを「可愛い子やからそんな風にしてもらえてたんよね。」(B99)と評価し、中学生の頃から「女は顔」(B101)だという価値観を持ったBは、「整形」をすることにより「綺麗になったら人生が変わる気がする」(B103)と語る。

以上のように、AとB二人へのインタビュー調査をみてきた。ここで、二人に共通していたのは、幼少期の児童虐待の経験が、成人した今でもまだ悪夢を見たりなど、少なからず悪影響が及んでいることである。

そしてもう一つの共通点は、AもBも緊急度的には高い方も推測ができる虐待を受けていたにもかかわらず、学校やその他の行政機関あるいは民間機関か

らの援助を受けていなかったということである。

そこで、民間機関において児童虐待への対応や介入をおこなっている活動家のインタビュー調査を以下で確認していくことで、被虐待児が介入や援助されず放置されたままになってしまうといった状態が多々あることへの問題点を探っていく。

### 3. 児童虐待の支援にかかわる活動家へのインタビュー調査結果と分析<sup>iv</sup>

ここでは、CAP (Child Assault Prevention) という民間支援機関にて活動している活動家2名へのインタビュー調査を確認してみる。

#### 3-1. CAP (Child Assault Prevention) について<sup>v</sup>

活動家へのインタビュー調査に入る前に、少しCAPの紹介をする。CAPとは子どもへの暴力防止プログラムと訳される。そしてこのCAPプログラムとはもともと、1978年に米国オハイオ州コロンバスのレイブ救援センターで初めて開発・実施されたものである。現在では、日本をはじめ世界16カ国に広がっている。

日本には1985年森田ゆりにより、CAPプログラムが紹介された。そして1995年の秋、東京、大阪、広島、熊本などでCAPを実践する専門家(CAPスペシャリスト)を養成する講座が相次ぎ開催され、その後、養成講座は全国各地で開催され、これまでに北海道から沖縄までCAPスペシャリストたちのグループの数が130以上に増え、おとなや子どもたちはCAPプログラムを身近で受けることができるようになった。

以上がCAPの紹介となる。このようにCAPは日本においても全国的に活動が展開されている。以下でみていくCAPスペシャリストも、それぞれ別のグループのCAPスペシャリストである。

#### 3-2. CAP (Child Assault Prevention) へのインタビュー調査結果と分析

まず一人目のCAPスペシャリスト①へのインタビューを一部抜粋する。

①「先生も、どうしたらいいか教えて欲しいという気持ちもある。」

「暴力防止プログラム後のトークタイム(CAPスペシャリストと話したい子どもが、一対一で話せる時間)に親が叩くとか、性暴力にあったことを話してくれることがある。話しても良いことを伝えるた

め、話してもいいならと誰にも言っていないことを話してくれることもある。(スペシャリストは、緊急性を見極めつつ、気持ちを聴いたり、誰かに話したことがあるか、誰に話せるかと尋ねたり、スペシャリストから話してもいいかどうかの了承を取ったりする。子どもの了承なしに、伝えることはしない。) またプログラム中に気にかかる子どもがいる場合は、先生に伝える。」

続けて二人目のCAP スペシャリスト②へのインタビューの一部を抜粋する。

②「暴力の程度が強く緊急性の高い場合は、子どもの身の安全を査定する目的で、誰がどんな方法でしているかなど直面している状況を把握した上で、誰かに話す必要があることを伝える。『話してくれてありがとう。誰にも言ってほしくないのね。でも、あなたを守るために、わたしたちも誰かに相談したいのだけど』と伝え、聞き入れてくれることもある。子どもが自分で話すこともできるし、スペシャリストから話すこともできることを伝える。子どもが誰にも話したくないという場合に、どう対応するかは難しいところである。子どもが信頼して話したことを、子どもの意に反して誰かに伝えてしまうことが、子どもの信頼を裏切ることになる可能性があるからである。『ここで大きな声で、いや！って、言ってみようか』と誘うこともあり、子どもが『いや！』と大声で言い、すっとしたと言ってくれる子もいる。また、現実生活の中で『いや！』と言える力につながり、親が叩く手を止めたケースもある。被害の状況によっては、これまでの学校との信頼関係から、子どもの了承が得られなくても子どもの様子に気を配ってもらうよう、学校に情報を伝えることもある。」

まず、①のインタビューに「先生も、どうしたらいいか教えて欲しいという気持ちもある。」との発言があったが、具体的により詳細を確認する必要があるかもしれないが、少し頼りない印象がある。学校の教員は「児童福祉法」の第25条の「通告の義務」<sup>vi</sup>、あるいは「児童虐待防止等に関する法律の第五条」の「早期発見の義務」<sup>vii</sup>に基づきすみやかに行動しなければならない。しかし、学校の「どうしていいか教えて欲しい」とのこのような現状は、今回インタビューを実施した被虐待経験のあるAとBが放置されていたことを納得させる。つまり、介入されるべきであったAやBは、法律や義務、児童虐待に関し正確に理解

できていない周囲の大人により放置されてしまったのである。

また、①では「子どもの了承なしに、伝えることはしない。」とのことである。②では、「誰かに話す必要があること伝え」、子どもが伝えやすいような選択肢を与える。しかし、「子どもが誰にも話したくないという場合に、どう対応するかは難しいところである。」とのことである。

子どもへの了承を取ってから通告等の行動に移るとするのは、子どもとの信頼関係において重要な行為である。しかし、子どもが「言わないで」と言った場合については、葛藤を抱えることになる。

今回インタビューは実施できなかったが別のCAPのグループでは、子どもが「誰にも言わないで」と訴えた場合、「聞いたからには、あなたを守るために私たちは言わないといけないの。」との内容を、子どもが納得するまで伝え続け、子どもが納得し安心した後で、通告の義務を必ず果たすとのことである。つまり、信頼を裏切る行為は確かにしてはならないことであるが、子どもを裏切らず、同時に自分たちの義務を果たすための工夫が必要となる。

また、学校や児童相談所については、以下のような語りがある。それは、「学校の先生に伝えた場合、学校が適切な対応をする場合もあるが、そのまま放置される場合もある。せっかく虐待に気づいても、適切な介入がなされず、情報が活かされていないと感じることも多い。そのため、そのままにはせず、学校に『その後どうですか?』と尋ねるなどの工夫を行ったりもしている。」とのことである。

また、「学校を飛び超えて児童相談所などに通告することは難しい。学校は外部の人が入ることは警戒感強い場合もあり、CAPも学校との信頼関係の上で実施できているため、その後その学校の子どもたちへ、CAPを届けられなくなる懸念がある。との語りもあった。」

そして、学校側も、虐待の情報を得ても、通告しないのには、「過去に児童相談所に伝えたが動いてもらえず、児童相談所に伝えても仕方がないと思っていることも少なくないのではないか。」とのことである。

このことについては、どのような通告内容であったのか、通告の仕方は適切であったかなどの確認が取れないため、何とも言い難い部分はあるものの、「虐待

に気づいた時に、安心してつなげる先と、その後に適切な介入がなされることが必要。そうでなければCAPの人に話したけれど、何も変わらないと子どもが無力感を持ってしまう可能性もある」とは、重要な指摘である。話したとしても何も変わらなければ、話しても無駄だということになり、無力感を持ってしまうといった事態は避けなければいけない。

最近では、役割分担という意味においても、児童虐待の第1次窓口は市町村と法律にて明記された。そのため、第1次窓口であるという認識を強く持つとともに、市町村の福祉事務所（家庭児童相談室）や、学校、幼稚園、保育所、保健センター、児童委員、民間団体、その他の関係機関と、児童相談所との適切な役割分担、連携を期待したい。

そのためには、学校の先生など、子どもと身近に関わる大人への研修も必要である。学校の教員には、先にも述べたように、単なる「通告の義務」だけではなく「早期発見の義務」が課されているため、研修も当然必要であるが、そもそも法律の条文、法律的な自分たちの立場を理解するところから始めて欲しい。CAPから児童相談所などの「情報提供」してもらおうのを待つのではなく、学校は法律上の立場を理解し、自分たちで積極的に各関連機関と関係を築いていく必要がある。

また、CAP スペシャリスト②が「学校内に一人虐待対応を専門に行う人がいれば、先生も相談しやすいのではないと思う。」「先生に対しても、どこそこの機関のあの人がいるからと、個人名を特定して情報提供すると、つなぎやすいようなので、自分たちのグループも、顔の見える関係でのネットワークを増やしていこうと思う。」と語るように、学校内に虐待専門の人員を配置することや、虐待に関わる機関や援助者の顔の見えるネットワークづくりも大切である。

最後に、CAP スペシャリスト②が「子どもの力を信じ、わたしたちに話してよかったと言う経験を通して人への信頼を取り戻し、また人に助けてもらう選択肢も増えたと理解して収めるときもある」「子どもが自尊感情を高めることができるような関わりをされることが大切だ」と語っていたが、このことは非常に重要な点だと考える。たとえば今回インタビューを実施したBの「助けてもらえる人もいるかと思ったら、悲しくなる」や「整形したら人生が変わる」などの発言は、まさにBが助けてもらう選択肢をもたず、自尊心が傷付けられていることが確認できる。もしB

が周囲から「ドン引き」されるのではなく、自分の話を受け止め大切に扱ってもらえたなら、自尊心の回復にいくらかの肯定的影響を及ぼしたのではないかと考える。

## おわりに

本論でみたように、被虐待の経験を持つAとBは、虐待を受けていた当時、周囲の大人が全く虐待の事実気付いていないわけではなかったにもかかわらず、適切な援助が受けられていなかったことがわかった。

その結果、Aは、同じ立場ともいえる被暴力経験のある女性の本の出版に対し敵対的な感情を抱き、「自分はがんばって過去を乗り越えようと努力している。乗り越えられないのは、乗り越えようとしていないからだ。」と一見他者を非難しているようにも思える内容の言葉を繰り返すが、実は早く自分が乗り越えたいと願っており、きっと乗り越えられるはずとの強い思いが、このような攻撃的な表現で表されているのだと解釈できる。

またBも、「被虐待から助けてもらっていた同級生がいた」との経験から「自分は助けてもらえなかった」との思いが強くなり、整形さえしたら人から優しくされる人生に変わる、といった少し極端な価値観を抱くことになってしまった。

これらを踏まえると、インタビューに応じてくれた民間支援団体のように、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの信頼を大切にし、子どもを守りたいと思っていることを伝えることは、被虐待児にとって大きな力になると思われる。しかし、残念なことに民間支援団体へのインタビュー調査からは、虐待が発見された場合にも、被虐待児への適切な介入や援助には結びつきにくい現状がうかがえた。

## 謝辞

今回、インタビュー調査に応じて下さったサバイバーのAさん、Bさん、ありがとうございます。お二人の体験や、現在の状況は貴重なお話で、また研究者や専門家をはじめ皆が現状を知るべきで、他人事ではなく身近に起こりうる出来事であり、私たちは国民の義務として「通告の義務」が課されていることを認識すべきだと改めて痛感させられました。

また、インタビューに応じて下さった民間団体の活動家のお二方、ありがとうございます。日本はアメリカなどと違い、民間支援団体にて活動継続すること自体困難であるにもかかわらず、ボランティア精神の

もと、子どもの人権を守るため活動をされていることに敬服します。またお二方のお話から、子どもを守るための社会資源の乏しさなどが改めて確認でき、今後の課題が詳細に明白になったと思います。

皆様へのインタビュー調査をきっかけに、子どもたちの人権が守られる社会の実現に繋がることを、執筆者一同期待したいと思います。

#### 「注」

- i 本研究は、主に 2007 年度大阪樟蔭女子大学特別研究助成費<石川義之>および 2010 年度日本学術振興会・科学研究費補助金・若手研究 (B) <小宅理沙>を受けて実施されたものである
- ii このインタビュー調査は、執筆者の小宅理沙が調査実施したもので、匿名を条件として、論文投稿および学会発表の許可を取っている。また、保管方法については、インタビュー調査の一部を抜粋する。A1:「そうですね。でもじゃあ、テープ下さいって言ったところで、多分一生聞き返すこともないんで。逆に、何かの拍子に家族とか、知り合いに聞かれたりしたら大変なんで、そちらで保管してもらえませんか？」K2:「わかりました。では責任を持って保管します。返して欲しい時など、いつでもお申し付け下さいね。」
- iii このインタビュー調査は、執筆者の小宅理沙が調査実施したもので、匿名を条件として、論文投稿および学会発表の許可を取っている。
- iv このインタビュー調査②は窪田容子が調査実施したものであるが、調査結果の分析は小宅理沙がおこなう。また匿名を条件として、論文投稿および学会発表の許可を取っている。
- v NPO 法人 CAP センター・JAPAN HP <http://www.cap-j.net/> 参照 (2011/9/1)
- vi 第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満 14 歳以上の児童 については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。
- vii **第五条** 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待

を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### <参考文献>

- 児童虐待：ソーシャルワークアセスメント/英国保健省/編；南彩子/訳。－東京：ミネルヴァ書房，1992.5。－171p；21cm
- 被虐待児のケアに関する調査報告書/大阪府児童虐待調査研究会編。－大阪：大阪児童虐待調査研究会 1988.3。－128p；26cm
- 沈黙の壁を打ち砕く：子どもの魂を殺さないために/アリス・ミラー著；山下公子訳。－東京：新曜社，1994.3。－220p；20cm
- 児童虐待/斎藤学編。－東京：金剛出版，1994.10－1998.9。；22cm
- 「ノー」をいえる子どもに：CAP/子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム/サリー・J・クーパー著；砂川真澄訳。－長崎：童話館出版，1995.11。－257p；22cm
- 凍りついた瞳（め）：子ども虐待ドキュメンタリー/ささやななえ著；椎名篤子原作。－東京：集英社，1995.11－1996.11。；20cm
- 凍りついた瞳（め）が見つめるもの：被虐待児からのメッセージ：YOU 特別編集/椎名篤子編。－東京：集英社，1995.11。－197p；20cm
- 児童虐待防止法解義/日本検察学会編。児童虐待防止法解説/藤野恵著。児童を護る/下村宏他著；齋藤薫解説。－東京：久山社，1995.10。－1冊；20cm。－(日本「子どもの権利」叢書/上笙一郎編；8)
- 児童虐待の社会学/上野加代子著。－京都：世界思想社，1996.11。－201p；19cm。－(Sekaishiso seminar；)
- 児童虐待をめぐる母子関係および児童の発達におよぼす虐待の影響研究。－東京：テクノフォーラム，[不明]。－1冊；30cm
- 児童虐待の防止・介助プログラムの開発と評価研究。－東京：テクノフォーラム，[不明]。－1冊；30cm

- 児童虐待：家族臨床の現場から/日本家族心理学会編。  
－東京：金子書房, 1997.5.－ iii, 219p 児童虐待  
ものがたり：法的アプローチ/弁護実務研究会編  
集。－東京：大蔵省印刷局, 1997.6.－263p；19cm。  
－(ものがたりシリーズ/弁護実務研究会編；)
- 児童虐待の家族と社会：児童問題にみる 20 世紀/井  
垣章二著。－京都：ミネルヴァ書房, 1998.3.－10,  
352, 3p；22cm。－(MINERVA 社会福祉叢書；4)
- 児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて/萩原玉味,  
岩井宜子編著。－東京：多賀出版, 1998.2.－ xii,  
368p；22cm
- 児童虐待への介入：その制度と法/吉田恒雄編。－増  
補版。－東京：向学社, 1998.5.－ iv, 6, 194p；  
19cm
- 児童虐待：わが国における現状と課題/明治学院大学  
法学部立法研究会編。－東京：信山社, 1999.6.－  
vi, 361p；19cm
- 児童虐待への法的介入：児童虐待についての申立書式  
集/虐待問題研究会編。－東京：子どもの虐待防  
止センター, 1995.12.－108p；21cm。－(CA テキ  
ストブック；8)
- 児童虐待への介入：その制度と法/吉田恒雄編。－増  
補版。－東京：尚学社, 1999.11.－ iv, 6, 240p；  
21cm

## The Interview Investigations of Two Survivor Women with the Physically Abused Experience from Their Parents and of the Two Experts

Faculty of Child Sciences, Department of Child Sciences

Yoshiyuki ISHIKAWA

International Pacific University

Risa KOYAKE

### Abstract

In this report, I introduce the interview investigations of two survivor women with the physically abused experience from their parents and of the two experts who work in a private sector to help the abused children.

Survivor woman A are suffering because she still watches the nightmare about the past abused from her parents.

Survivor woman B says “I am lonely because I want to never rely on parents who abuse me.”

Neighboring adults might notice that survivor women A and B were abused. But, both survivor women A and B were not helped by anybody though they are abused from their parents. The teachers of school and experts should give notice of the abused children.

From the interview investigations of the two experts, we confirm various problems of the social system and poverty of social resources to protect children.

Keywords: Physical abuse, Survivor, Interviews survey, Private support groups